

返戻金制度

30 日以内に自己都合（死亡、病気、甲の責めに帰すべき事由を除く）を理由に退職した場合は、前条の報酬額の 80%を甲に対して返還する。60 日以内に自己都合（死亡、病気、甲の責めに帰すべき事由を除く）を理由に退職した場合は、前条の報酬額の 50%を甲に対して返還する。90 日以内に自己都合（死亡、病気、甲の責めに帰すべき事由を除く）を理由に退職した場合は、前条の報酬額の 30%を甲に対して返還する。

許可番号 13-ユ-310817

事業所の名称及び所在地 株式会社 READY TO FASHION

東京都目黒区青葉台 4-4-12 THE N3 502 号室